

3 参考事項

(1) 指定動植物

ア 特別地域

霧島屋久国立公園の特別地域において採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

(表16：指定植物)

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては、属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラシ	マツバラシ
ヒカゲノカズラ	ヒモヅル、ヒメスギラン、ヒモスギラン、マンネンスギ、ヨウラクヒバ、ホソヒモヨウラクヒバ、コスギラン、ヒモラン、タカネヒカゲノカズラ、コスギトウゲシバ
ハナヤスリ	コブラン、サクラジマハナヤスリ
リュウビンタイ	リュウビンタイ
ゼンマイ	シロヤマゼンマイ
ウラジロ	カネコシダ
コケシノブ	キクモバホラゴケ、リュウキュウコケシノブ
イノモトソウ	スキヤクジャク、シノブホングウシダ、ヒメホングウシダ、コウシュンシダ、ウスバイシカグマ、ヤクシマカグマ、カワリバアマクサシダ、アシガタシダ、ヒカゲアマクサシダ、ハマホラシノブ
シノブ	シノブ
キジノオシダ	ヤマソテツ、シマヤマソテツ
ヘゴ	クサマルハチ、チャボヘゴ、ヘゴ
オシダ	コウモリシダ、キリシマヘビノネゴザ、シマイヌワラビ (ホウライイヌワラビ) ホソバシケチシダ (オオバミヤマイヌワラビ)、テツホシダ、コバザケシダ (ヤコウシダを含む)、アミシダ、キノボリシダ、アオイガワラビ、ヤクシマワビ、ツクシイワヘゴ、ホウライヒメワラビ、ホオノカワシダ、オオヤグルマシダ (マキヒレシダ)、ヒロハアツイタ、アツイタ、サクラジマイノデ、コモチノデ、オリヅルシダ、シマジュウモンシダ
シシガシラ	ヒリュウシダ、オオギミシダ、ホソバオオカグマ
チャセンシダ	オオタニワタリ、ウスバクジャク、フササジラン、カミガモシダ、ヤクシマシダ
ウラボシソテツ	タイワンクリハラン、ヒメタカノハウラボシ、オニマメヅタ、イワオモダカソテツ
ヒノキ	ミヤマビャクシン (ミヤマハイビャクシン)
ツチトリモチ	ツチトリモチ、ミヤマツチトリモチ、キレツチトリモチ
ナデシコ	フジナデシコ (ハマナデシコ)、ヒメハマナデシコ、ワチガイソウ
キンポウゲ	ハナカズラ (ハナヅル)、タンナトリカブト、ウンゼントリカブト、タカネハシヨウヅル、オオゴカヨウオウレン、オキナグサ、ヒメウマノアシガタ
ツヅラフジ	ミヤコジマツヅラフジ

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては、属名)
コショウ	サダソウ
ウマノスズクサ	クワイバカンアオイ、ヤクシマアオイ
ヤッコウソウ	ヤッコソウ
オトギリソウ	ヤクシマコオトギリ
モウセンゴケ	モウセンゴケ、コモウセンゴケ
ケシ	ホザキケマン
ベンケイソウ	ツメレンゲ
ユキノシタ	ヤクシマショウマ、ヒメチャルメルソウ、オオチャルメルソウ、ツクシチャルメルソウ、チャルメルソウ、ウメバチソウ、ダイモンジソウ (ウチワダイモンジソウ、ヤクシマダイモンジソウを含む)
バラ	シモツケソウ (アカバナシモツケソウを含む)、シロバナノヘビイチゴ (モリチゴ)、イワキンバイ
マメ	ハカマカズラ
カワゴケソウ	ヤクシマカワゴロモ
カタバミ	コミヤマカタバミ
フウロソウ	ヤクシマフウロ
アオイ	ハマボウ
スマレ	キバナノコマノツメ、ヒメミヤマスミレ、ヤクシマスミレ、キスミレ、シコクスマレ (ハコネスミレ)、コケスマレ
ノボタン	ミヤマハシカンボク、ヒメノボタン (クサノボタン)
セリ	ツクシゼリ (ヒナボウフウ)、ヤクシマノダケ
イワウメ	イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む)、ヒメコイワカガミ
イチャクソウ	ウメガサソウ、ジャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ
ツツジ	ヨウラクツツジ、サツキ (サツキツツジ)、ヒカゲツツジ、ヤクシマヒカゲツツジ、ミヤマキリシマ、ヤクシマジャクナゲ、サイコクミツバツツジ、コバノミツバツツジ、サタツツジ、マルバサツキ、サクラツツジ、ヤクシマツツジ (ヤクシマヤマツツジ)、シロドウダン (ベニドウダンを含む)
サクラソウ	シマギンレイソウ、ホザキザクラ
リンドウ	シマセンブリ (ホウライセンブリ)、キリシマリンドウ、リンドウ、ハルリンドウ、ヤクシマリンドウ、センブリ、ムラサキセンブリ、ヘツカリンドウ、イヌセンブリ
アカネ	サツマイナモリ、チャボイナモリ (ヤエヤマイナモリ)、シラタマカズラ
クマツヅラ	トサムラサキ (ヤクシマコムラサキを含む)
シソ	ヒロハテンニンソウ (オオマルバノテンニンソウ、ツクシミカエリソウ、トサミカエリソウ)
ゴマノハグサ	クモイコゴメグサ、シコクママコナ、ヤクシマママコナ、ヤクシマシオガマ、ツクシシオガマ、トラノオスズカケ

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては、属名)
イワタバコ	イワタバコ、シシンラン、タマザキヤマビワソウ
ハマウツボ	キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	サワギキョウ、キキョウ
キク	リュウキュウハグマ (モミジキッコウハグマ)、ホソバハグマ、タンナヤハズハハコ、ハマベノギク (イソノギク)、シオン、ウラギク (ハマシオン)、ツクシコウモリソウ、ノジギク、オイランアザミ、ヤクシマアザミ、ヤクシマヒヨドリ、カンツワブキ、コケセンボンギク、ハンカISOウ、ヒメキクタバコ、キリシマヒゴタイ、イッスンキンカ、オオハマグルマ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ
ユリ	ケイビラン (ヤクシマケイビランを含む)、ヤクシマノギラン、ヤマラッキョウシライトソウ、チャボシライトソウ (ヒナシライトソウ)、キキョウラン、ツクシショウジョウバカマ、ヤクシマショウジョウバカマ、キスゲ (ユウスゲ)、ハマカンゾウ、ノヒメユリ (スゲユリ)、コオニユリ、ハナゼキショウ (イワゼキショウ、ヤクシマチャボゼキショウ)、タマガワホトトギス、チャボホトトギス
ビャクブ	ヒメナベワリ
ヒガンバナ	ハマオモト (ハマユウ)
ヒナノシヤクジョウ	ナノシヤクジョウ、シロシヤクジョウ、ルリシヤクジョウ、キリシマシヤクジョウ、タヌキノシヤクダイ、キリシマタヌキノシヨクダイ
ホシクサ	タンナイヌノヒゲ、ヤクシマホシクサ、ツクシクロイヌノヒゲ
イネ	シマノガリヤス (キリシマシマノガリヤス)、ヤクシマノガリヤス、コメススキコオニシバ
サトイモ	ヒメテンナンショウ、シコクヒロハテンナンショウ、ヤクシマテンナンショウ
カヤツリグサ	ヤクシマスゲ、コイワカンスゲ、ハナビスゲ (ジュウモンジスゲ)、コタヌキラン、ヤチカワズスゲ、チャボカワズスゲ (ヤクシマカワズスゲ)、ツルカミカワズスゲ、ツクシテンツキ、ミカズキグサ、イヌノハナヒゲ、マネキシシユガヤ
ラン	オオシンシュガヤ、タイワンアオイラン、ナゴラン、オキナワチドリ、タネガシマムヨウラン、ヤクシマラン、マメズタラン (マメラン)、ムギラン、シコウラン、キリシマエビネ、レンギョウエビネ、エビネ (タカネエビネ、ビゼンエビネを含む)、ヒロハノカラン (ダルマエビネ)、ツルラン (カラン: ユウヅルエビネ、オオダルマエビネを含む)、オナガエビネ (リュウキュウエビネを含む)、サクラジマエビネ、ナツエビネ、キエビネ (オオエビネ、サツマエネ、ヒゴエビネを含む)、サルメンエビネ、トクサラン、ヒメノヤガラ、リュウキュウカイロラン (アカバシユスラン、タネガシマカイロランを含む)、ミヤムギラン、サイハイラン、ヘツカラン、シュンラン (ホクロ)、カンラン、ナラン、ヤマラン (サガミラン)、ホウサイ、クマガイソウ、セッコク、キバナセッコク、コカゲラン、アオスズラン (エゾスズラン)、カキラン、タシロラン

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては、属名)
ラン	オオオサラン (ホザキオサラン)、オサラン、イモネヤガラ、ツチアケビ、ヤシロラン (アキザキヤツシロラン)、オニノヤガラ、ハルザキヤツシロラン、ケボノシュスラン、ハチジョウシュスラン、カゴメラン (シライトシュスラン、ヤクシマシュスラン、リュウキュウシュスランを含む)、シマシュスラン、ツシュスラン、キンギンソウ、ミヤマウズラ、シュスラン、ムカゴトンボ、タカサゴサギソウ、ヒメクリソラン、ムカゴソウ、ヤクシマアカシュスラン、ムヨウラン、クロムヨウラン (ムラサキムヨウラン)、ギボウシラン、ユウコ克蘭、ジガバチソウ、クモクリソウ、コ克蘭、ササバラン、チケイラン、ヒメフタバラン、アオフタバラン、ボウラン、ニラバラン、ツクシアリドオシラン、フウラン、ヨウラ克蘭、オオバヨウラ克蘭、イナバラン、ウチョウラン、コケイラン、ガンゼキラン (ホシケイランを含む)、カ克蘭 (カクチョウラン)、ニイタカチドリ (ツクシチドリ)、ジンバイソウ、ヤマサギソウ、マイサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、キソチドリ、ヤクシマチドリ、トキソウ、ヤマトキソウ、マツゲカヤラン、カシノキラン、ベニカヤラン (マツラン)、カヤラン、ヒメトケンラン、ヒトツボクロ、ヤクシマネッタイラン、イヌマムカゴ、ヤクシマヒメアリドオシラン、ショウキラン、キヌラン

イ 海城公園地区

海城公園地区において捕獲若しくは殺傷又は採取若しくは損傷を規制する動植物は次のとおりである。(屋久島地域を除く。)

(表17：規制動植物)

ヨウジウオ科、テンジクダイ科、スズメダイ科、チョウチョウウオ科、モンガラカワハギ科、ハコフグ科、ミナミハタンポ、キハッソク、ルリハタ、キンギョハナダイ、キタマクラ、ニシキベラ、イトヒキベラ、ミノカサゴ、ハナオコゼ、イザリウオ、ミドリイシ属、コモンサンゴ属、ハナヤサイサンゴ、シコロサンゴ、キクメイシ、ノウサンゴ、イボサンゴ、ハマサンゴ、ハナガササンゴ、カメノコキクメイシ、イボヤギ、ハナガタサンゴ、タバネサンゴ、キクメイシモドキ、トゲトサカ属、チヂミトサカ、キバナトサカ、アカバナトサカ、ハナヤギ、オオギウミヒドラ、オオウミシダ、ニッポンウミシダ、サンゴイソギンチャク、タコアシカタトサカ、ウミキノコ属、イソバナ、オキノテズルモズル、アカヒトデ、イトマキヒトデ、ラップウニ、パイプウニ、ジンガサウニ、ミル属、アヤニシキ、ウミウチワ、アントクメ、アミジグサ

平成22年11月1日環境省告示第82号に修正

(2) 過去の経緯

昭和9年3月16日	公園区域の指定（霧島国立公園）
昭和39年3月16日	錦江湾及び屋久島地域の公園区域の拡張に伴い 名称を霧島屋久国立公園に改称
昭和62年8月28日	錦江湾地域の公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）
平成4年8月26日	九州自然歩道に関する公園計画の変更
平成9年12月16日	公園計画の変更（点検1）
平成17年7月12日	公園計画の変更（点検2）

(3) 公園区域

霧島屋久国立公園（錦江湾地域）の区域を次のとおりとする。

(表18：公園区域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	【奥錦江湾地区】 鹿児島市 吉野町の一部	545
	霧島市 隼人町真孝、隼人町野久美田、国分敷根及び福山町福山の各一部	89
	始良市 大字脇元及び大字平松の各一部	247
	【桜島地区】 鹿児島市内 国有林南薩森林計画区86林班の一部 鹿児島市 有村町、黒神町、高免町、桜島小池町及び桜島横山町の全部並びに野尻町、東桜島町、古里町、持木町、桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島白浜町、桜島武町、桜島西道町、桜島藤野町、桜島二俣町及び桜島松浦町の各一部	6,737
	垂水市 大字海瀉の一部	47
	【高峠地区】 垂水市 大字中俣の一部	23
	【指宿地区】 指宿市内 国有林南薩森林計画区1林班及び2林班の全部並びに85林班の一部 指宿市 大字池田、大字岩本、大字十町、大字十二町、大字西方、大字東方、山川大字小川、山川大字大山、山川大字岡見ヶ水、山川大字利永、山川大字成川、山川大字浜見ヶ水、山川大字福元、開闢大字上野、開闢大字川尻、開闢大字十町及び開闢大字仙田の各一部	5,148

	<p>【佐多地区】 肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区81林班の全部並びに82林班、83林班、3131林班及び3132林班の各一部 肝属郡南大隅町 根占川南、根占辺田、根占山本、佐多伊座敷及び佐多馬籠の各一部</p>	3,364
これらの地域の地先海面		37,855
合 計		54,055

(4) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表19：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	【奥錦江湾地区】	
	鹿児島市 吉野町の一部	545
	霧島市 隼人町真孝、隼人町野久美田、国分敷根及び福山町福山の各一部	89
	始良市 大字脇元及び大字平松の各一部	232
	【桜島地区】	
	鹿児島市内 国有林南薩森林計画区86林班の一部	
	鹿児島市 有村町、黒神町、高免町、野尻町、東桜島町、古里町、持木町、 桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島白浜町、桜島武 町、桜島西道町、桜島藤野町、桜島二俣町、桜島松浦町及び桜島 横山町の各一部	6,442
	垂水市 大字海潟の一部	47
	【高峠地区】	
	垂水市 大字中俣の一部	23
【指宿地区】		
指宿市内 国有林南薩森林計画区1林班及び2林班の全部並びに85林班の 一部		
指宿市 大字池田、大字岩本、大字十町、大字十二町、大字西方、大字東 方、山川大字小川、山川大字大山、山川大字岡児ヶ水、山川大字 利永、山川大字成川、山川大字浜児ヶ水、山川大字福元、開聞大 字上野、開聞大字川尻、開聞大字十町及び開聞大字仙田の各一部	5,112	

	<p>【佐多地区】</p> <p>肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区81林班の全部並びに82林班、83林班、3131林班及び3132林班の各一部</p> <p>肝属郡南大隅町 根占川南、根占辺田、根占山本、佐多伊座敷及び佐多馬籠の各一部</p>	2,935
合 計		15,425

(ア) 特別保護地区

次の区域を特別保護地区とする。

(表20：特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	【桜島地区】 鹿児島市内 国有林南薩森林計画区86林班の一部 鹿児島市 有村町、黒神町、高免町、野尻町、東桜島町、持木町、桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島白浜町、桜島武町、桜島西道町、桜島藤野町、桜島二俣町、桜島松浦町及び桜島横山町の各一部	2,158
	【指宿地区】 指宿市内 国有林南薩森林計画区1林班及び2林班の各一部	219
	【佐多地区】 肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区81林班の全部並びに82林班、83林班及び3132林班の各一部 肝属郡南大隅町 佐多馬籠の各一部	212
	合 計	2,589

(表21：特別保護地区内訳表)

名 称	区 域
桜島山頂	鹿児島県鹿児島市内 国有林南薩森林計画区86林班の一部 鹿児島県鹿児島市 有村町、黒神町、高免町、東桜島町、持木町、桜島白浜町、桜島二俣町、 桜島松浦町、桜島西道町、桜島藤野町、桜島武町、桜島赤生原町、桜島 小池町、桜島横山町及び桜島赤水町の各一部
桜島東溶岩原	鹿児島県鹿児島市 有村町及び黒神町の各一部
桜島西溶岩原	鹿児島県鹿児島市 桜島赤生原町、桜島小池町、桜島横山町、桜島赤水町及び野尻町の各一部
開聞岳	鹿児島県指宿市内 国有林南薩森林計画区 1 林班及び 2 林班の各一部
辻岳	鹿児島県肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区81林班の全部並びに82林班及び83林班の各一部

地区の概要	面積 (ha)
<p>本地区は、北岳、中岳、南岳の三岳を包含する桜島の山頂部である。南岳火口は、現在でも活発に噴火を繰り返している。全域裸地で荒涼とした火山景観を呈している。</p>	405
<p>大正（1914年）及び昭和（1946年）の噴火により、桜島の東側に流出した溶岩で形成された溶岩原である。</p> <p>大正の噴火で鍋山（359m）周辺から流出した溶岩は、瀬戸、脇、有村の三つの部落を埋没し、瀬戸海峡を埋め大隅半島を連絡した。この溶岩流上には蘚苔類、クロマツ等が侵入しつつあり、植生遷移の初期の過程が観察できることから学術上も重要な地区でもある。昭和の噴火による溶岩は、鍋山の上部で2分し、一つは黒神部落の一部を埋没させ海面を埋め、黒神の北側に広大な溶岩原をつくり、もう一つの溶岩流は、鍋山川に沿って流出した。また身代湾に浮かぶ新島などの小島は、安永の噴火の時に溶岩が海底の一部を持ち上げて生じたものである。これらの溶岩流は、本公園を代表する景観を構成している。</p>	1, 225
<p>桜島の西山腹から流出した大正（1914年）溶岩に被われた広大な溶岩原であり、黒神、有村の溶岩原と共に、本公園を代表する景観を構成している。この地区は、桜島の利用拠点である袴腰に近く、また地形も火山活動や溶岩景観の観察や展望等の利用に適していることから、公園計画道路や展望台、園地等の利用施設が整備されており、多くの利用者が訪れている。</p>	528
<p>開聞岳は、海に臨んで吃立した標高922mの成層火山で、山頂に溶岩円頂丘をのせている。本地区はこのうち中腹より上部について設定している。</p> <p>本岳の大規模な最終噴火は約1, 500年前と極めて新しく、従ってその森林は若いものであるが、自然性の高い景観を有している。</p>	219
<p>本地区の辻岳、野首岳には、スタジイ、アカガシを主とした常緑広葉樹林がよく保存され、各種鳥類の中継地としても有名で、ワシ・タカ類も飛来することがある。</p>	107

名 称	区 域
佐多岬	鹿児島県肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区3132林班の一部 鹿児島県肝属郡南大隅町 佐多馬籠の一部（含枇椰島）
合	

地区の概要	面積 (ha)
<p>本地区は、本州最南端で、海岸は断崖をなし、大泊から岬南端にかけては、ヘゴ、ビロウ、ソテツ、クワズイモ、フカノキ、ホルトノキ、シマウリノキ、ホルトカズラ等多くの亜熱帯性植物及び熱帯性植物が群落をなし旺盛な生育をなす景観は、本土唯一のものである。</p>	105
計	2,589

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表22：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	【桜島地区】 鹿児島市 有村町、黒神町、高免町、野尻町、東桜島町、持木町、桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島白浜町、桜島武町、桜島西道町、桜島藤野町、桜島二俣町、桜島松浦町及び桜島横山町の各一部	749
	【指宿地区】 指宿市 山川大字岡見字ヶ水及び大字福元の各一部	48
	合 計	797

(表23：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域
桜島北斜面	鹿児島県鹿児島市 高免町、黒神町、桜島白浜町、桜島二俣町、桜島松浦町、桜島西道町、桜島藤野町、桜島武町及び桜島赤生原町の各一部
桜島港黒神線道路沿線	鹿児島県鹿児島市 黒神町の一部
桜島西溶岩原	鹿児島県鹿児島市 桜島小池町、桜島横山町及び桜島赤水町の各一部
袴腰	鹿児島県鹿児島市 桜島横山町及び桜島赤水町の各一部
桜島南斜面	鹿児島県鹿児島市 有村町、東桜島町、持木町、野尻町及び桜島赤水町の各一部
瀬戸崎	鹿児島県鹿児島市 黒神町及び有村町の各一部
燃崎	鹿児島県鹿児島市 持木町の一部
竹山	鹿児島県指宿市 山川大字福元の一部

地区の概要	面積 (ha)
<p>桜島の北及び東斜面。近年の活発な火山活動のため上部では、植生が破壊され火山噴出物に被われた裸地と火山荒原植生地となっている。標高の低い火山活動の影響が少ない所では、タブの群落が出現する。</p>	240
<p>桜島東溶岩原特別保護地区の昭和溶岩を横切る公園計画道路（桜島港黒神線）沿線の区域である。</p>	6
<p>桜島西溶岩原特別保護地区を横切る公園計画車道（桜島溶岩展望線）の沿線区域である。</p>	27
<p>桜島西溶岩原特別保護地区から、海岸部に広がる溶岩原。大正（1914年）の噴火で流出した溶岩が、海を埋め島を呑み込んだ溶岩流の様子が容易に観察できる。桜島の利用拠点の袴腰にあり、公園計画歩道（袴腰鳥島線）や展望台等の利用施設も整備されており、利用者が多い。</p>	97
<p>桜島の南斜面。近年の活発な活動のため、特に南岳噴火口に近いため、火山噴出物に被われた裸地と、ススキを主体とする火山荒地植生である。</p>	213
<p>大正（1914年）の噴火により、瀬戸、脇、有村の三集落を埋没し、瀬戸海峡を埋め大隅半島と連結した溶岩がひろがる区域と、公園計画道路（桜島港早崎線）沿線一帯の区域である。</p> <p>溶岩原にはクロマツを主体とする先駆植物が侵入を始めるなど、植生遷移過程の観察に興味が持もたれる所である。</p>	139
<p>文明（1471～1476年）の噴火のうち、後期（1476年）の噴火で流出し海に突入した溶岩流が、極めて良く残されている。植生はクロマツの植林地である。</p>	27
<p>本地区は、阿多カルデラの陥没から取り残された地域であり、火山岩尖の垂直に近い岩壁には、海岸の磯で見られるようなハマヒサカキ、トベラ、シャリンバイ、マサキなどの低木に混じって、分布の北限であるソテツの群生が見られる。</p>	34

名 称	区 域
赤水鼻	鹿児島県指宿市 山川大字岡見ヶ水の一部
合	

地区の概要	面積 (ha)
<p>本地区は、阿多カルデラの陥没から取り残された地域であり、黒曜石を含む溶岩からなる。</p> <p>ソテツの群生が見られるとともに、海岸のタイドプールには、多数の熱帯魚やサンゴが見られる。</p>	14
計	797

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表24：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	【奥錦江湾地区】 鹿児島市 吉野町の一部	545
	霧島市 隼人町真孝、隼人町野久美田、国分敷根及び福山町福山の各一部	89
	始良市 大字脇元及び大字平松の各一部	232
	【桜島地区】 鹿児島市 有村町、黒神町、高免町、野尻町、東桜島町、古里町、桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島白浜町、桜島武町、桜島西道町、桜島藤野町、桜島二俣町、桜島松浦町及び桜島横山町の各一部	1,297
	垂水市 大字海潟の一部	47
	【高峠地区】 垂水市 大字中俣の一部	23
	【指宿地区】 指宿市内 国有林南薩森林計画区2林班の全部及び85林班の一部 指宿市 大字池田、大字岩本、大字十町、大字十二町、大字西方、大字東方、山川大字小川、山川大字大山、山川大字岡児ヶ水、山川大字利永、山川大字成川、山川大字浜児ヶ水、山川大字福元、開闢大字上野、開闢大字川尻、開闢大字十町及び開闢大字仙田の各一部	3,888

	<p>【佐多地区】</p> <p>肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区3131林班及び3132林班の各一部</p> <p>肝属郡南大隅町 根占川南、根占辺田、根占山本、佐多伊座敷及び佐多馬籠の各一部</p>	2,567
合 計		8,688

(表25：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域
吉野	鹿児島県鹿児島市 吉野町の一部
新島、硫黄島	鹿児島県鹿児島市 桜島赤水町の一部
桜島北及び東斜面	鹿児島県鹿児島市 高免町、黒神町、桜島白浜町、桜島二俣町、桜島松浦町、桜島西道町、 桜島藤野町、桜島武町、桜島赤生原町及び桜島小池町の各一部
袴腰	鹿児島県鹿児島市 桜島小池町及び桜島横山町の各一部
桜島南斜面	鹿児島県鹿児島市 有村町、古里町、東桜島町及び持木町の各一部
黒神	鹿児島県鹿児島市 黒神町の一部
沖小島・神ヶ瀬	鹿児島県鹿児島市 桜島横山町の一部
有村	鹿児島県鹿児島市 有村町の一部
早崎	鹿児島県垂水市 大字海瀧の一部
高峠	鹿児島県垂水市 大字中俣の一部

地区の概要	面積 (ha)
<p>錦江湾を前景として、桜島を眺める絶好の地として親しまれている。カルデラ壁である崖状地には、マテバシイを主体とする森林が良く繁り、錦江湾を縁どり美しい景観をつくり出している。</p>	545
<p>桜島の北東の海上に浮かぶ小島群であり、これらの島々は安永（1779年）の噴火により生まれたものである。</p>	29
<p>桜島の東及び北側の山腹下部を占める区域である。文明（1471～1476年）、安永（1776年）を始めとする古い時代の溶岩が、重なって形成された溶岩原である。タブを主体とする森林に被われている。</p>	669
<p>大正（1914年）の噴火により生じた溶岩原の一部と、展望に優れた台状地の城山を含む区域である。ここは桜島の利用拠点で、多くの利用者が集散する地区であり、歩道、園地、博物展示施設等の公園利用施設が整備されている。</p>	92
<p>桜島の南山腹から山麓にかけての区域であり、安永（1779年）の噴火の溶岩の区域と、火山噴出物等堆積地の区域から成っている。植生は西及び南部分がクロマツ林、東側はアラカンを中心とする広葉樹林である。</p>	407
<p>桜島の東部、公園計画車道（桜島港黒神線）沿線の区域であり、大部分がクロマツ林である。</p>	47
<p>桜島の南西部の海上に浮かぶ小島、何れも火山活動によって生じた島々である。</p>	11
<p>鍋山川の東側海岸部、公園計画車道（桜島港早崎線）から100m隔てた区域であり、鍋山川沿いの昭和溶岩の他は、全て大正溶岩である。この区域は公園道路はもとより、溶岩展望台からの景観に重要な区域である。</p>	42
<p>大隅半島から突出した溶岩台地状地で、大正（1914年）の噴火により桜島と連結した地区であり大部分がクロマツ林である。</p>	47
<p>高隈山地の北西に位置し、南東面の山腹にはサタツツジが約100種10万本ほど自生する。頂上は展望に優れ、霧島連山、志布志湾、錦江湾、薩摩半島の山並、高隈山地、肝属山地を一望できる。</p>	23

名 称	区 域
神造島	鹿児島県霧島市 隼人町真孝及び野久美田の各一部
若尊鼻	鹿児島県霧島市 国分敷根及び福山町福山の各一部
重富海岸	鹿児島県始良市 大字平松の一部
脇元	鹿児島県始良市 大字脇元の一部
指宿東部	鹿児島県指宿市内 国有林南薩森林計画区85林班の一部 鹿児島県指宿市 大字十町、大字十二町、大字西方及び大字東方の各一部
池田湖	鹿児島県指宿市 大字池田、大字岩本、大字東方、山川大字小川、山川大字大山、山川大字利永、山川大字成川、開聞大字上野、開聞大字十町及び開聞大字仙田の各一部
山川南部	鹿児島県指宿市 山川大字岡見ヶ水、山川大字浜見ヶ水及び山川大字福元の各一部

地区の概要	面積 (ha)
<p>隼人沖の辺田小島、弁天島及び沖小島の3つの無人島である。今から100万年から50万年前に堆積した海成層とそれを貫く流紋岩から形成されている。また、島の海拔15mくらいのところにサンゴ化石を含む段丘堆積物が確認されることから10mほど隆起した島であることもわかっている。</p>	25
<p>国分と福山に跨る半島で、始良カルデラの一部であり、海岸線は自然の磯海岸で一部歩道が整備されている。沖には錦江湾最深の水深200mの海底火山があり、「たぎり」と呼ばれる火山ガスの噴出現象がある。</p>	64
<p>奥錦江湾唯一の防潮林としてクロマツが残る海岸で、海水浴場として利用されている。前面の海域は干潮時には錦江湾最大の30haにも及ぶ干潟が広がり、ハクセンシオマネキやミサゴ等も繁殖し、クロツラヘラサギの飛来も確認されている。海岸にあるNPO法人が運営するミニ博物館で、干潟の調査、観察会やゴミ拾い等の環境教育活動が行われている。</p>	1
<p>吉野地区から連なり、クスノキ、タブノキが優占する照葉樹林で、カルデラ壁の崖上は桜島を眺める絶好の展望地で、民間企業により園路や展望台が整備され、多くの利用がある。</p>	231
<p>本地区は、知林ヶ島と砂風呂で知られる摺ヶ浜を結ぶ海岸線、この地域を展望する魚見岳からなる地域で、知林ヶ島は干潮時には対岸の田良岬と連結する陸けい島である。海浜植生と低地湿原が発達している。</p>	424
<p>本地区は、小型カルデラの池田湖、阿多カルデラに関係をもつ鬼門平断層崖、マールの鰻池、池低、溶岩円頂丘の鷲尾岳、池田湖側に大きな地すべりを伴った鍋島岳からなり、池田湖を囲む地域である。</p> <p>池田湖は、九州最大の湖で、最深部が水深200mに達し、湖低には旧火口丘があるが、その神秘的な姿から種々の伝説を有する湖でもある。</p>	2,745
<p>本地区は、第1種特別地域の竹山、赤水鼻に接し、東シナ海を望む長崎鼻と、これらに接する海浜部（カンラン石の海岸砂）からなる地域である。</p>	457

名 称	区 域
開聞岳山麓	鹿児島県指宿市内 国有林南薩森林計画区2林班及び85林班の各一部 鹿児島県指宿市 開聞大字川尻及び開聞大字十町の各一部
根占佐多断層崖	鹿児島県肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区3131林班及び3132林班の各一部 鹿児島県肝属郡南大隅町 根占川南、根占辺田、根占山本、佐多伊座敷及び佐多馬籠の各一部
合	

地 区 の 概 要	面積 (ha)
<p>本地区は、山頂部に溶岩円頂丘をのせる成層火山開聞岳の山麓と西部に連なる物袋海岸の海岸部からなる地域であり、山麓には照葉樹林が、海浜にはクロマツ林と亜熱帯植物林が発達している。</p> <p>開聞岳山麓西岸の花瀬海岸には、縄状溶岩があり、その間には数多くのタイドプールがある。</p>	262
<p>本地区は、阿多カルデラに関係をもつ辻岳断層崖を含む根占断層地帯から、本土最南端の佐多岬へ続く水成岩を基盤とする断層崖の地域であり、自然性の高いスタジイ、アカガシを主とした常緑広葉樹林におおわれ、南部には亜熱帯植物相がみられる。</p>	2,567
計	8,688

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表26：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	【桜島地区】 鹿児島市 有村町、黒神町、高免町、野尻町、東桜島町、古里町、持木町、 桜島赤水町、桜島赤、生原町、桜島小池町、桜島白浜町、桜島武町、 桜島西道町、桜島藤野町、桜島二俣町及び桜島松浦町の各一部	2,238
	【指宿地区】 指宿市内 国有林南薩森林計画区1林班及び2林班の各一部 指宿市 開聞大字川尻、開聞大字十町及び開聞大字仙田の各一部	957
	【佐多地区】 肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区3132林班の一部 肝属郡南大隅町 佐多伊座敷の一部	156
	合 計	3,351

(表27：第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域
桜島北及び東麓	鹿児島県鹿児島市 高免町、黒神町、桜島白浜町、桜島二俣町、桜島松浦町、桜島西道町、 桜島藤野町、桜島武町、桜島赤生原町及び桜島小池町の各一部
燃崎	鹿児島県鹿児島市 黒神町の一部
黒神	鹿児島県鹿児島市 黒神町の一部
赤水	鹿児島県鹿児島市 桜島赤水町の一部
桜島南西麓	鹿児島県鹿児島市 古里町、東桜島町、待木町及び野尻町の各一部
有村	鹿児島県鹿児島市 有村町の一部
瀬戸	鹿児島県鹿児島市 黒神町の一部
開聞岳	鹿児島県指宿市内 国有林南薩森林計画区1林班及び2林班の各一部 鹿児島県指宿市 開聞大字川尻、開聞大字十町及び開聞大字仙田の各一部
佐多岬	鹿児島県肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区3132林班の一部
立目町有林	鹿児島県肝属郡南大隅町 佐多伊座敷の一部
合	

地区の概要	面積 (ha)
北麓は島内で火山活動の影響が最も少ない地域で、タブを主体とする樹林が育成している。東麓の部分には文明溶岩及び安永溶岩がありクロマツ林となっている。また果樹園などの農地も広がっている。	1,303
安永（1779年）の噴火により生じた大燃崎と、昭和（1946年）の溶岩流の一部を含む区域であり、いずれも海岸部はクロマツ林で内陸側は果樹園となっている。	30
大正溶岩と昭和溶岩に囲まれた地区であり、大部分がクロマツ林と畑地となっている。	39
大正（1914年）の噴火により生じた溶岩原の一部である。	23
文明（1471～1476年）安永（1779年）の溶岩流とその周辺区域であり、クロマツ林、果樹園となっているが近年の活発な火山活動により降灰の影響を受けている。	778
大正（1914年）の噴火で海に突入した溶岩流が、陸地を形成した地区である。	63
大正（1914年）の溶岩流に囲まれた地域で松林となっている。	2
本地区は、山頂部に溶岩円頂丘をのせる成層火山開聞岳中腹及び北部山麓の人工林と農地からなる地域である。	957
本地区は、佐多岬の人工林からなる地域である。	18
本地区は、立目崎に広がる人工林からなる地域である。	138
計	3,351

イ 海域公園地区

海域公園地区を次のとおりとする。

(表28：海域公園地区表)

番 号	名 称	位 置
1	桜島海域公園地区（1号）	鹿児島県鹿児島市 桜島横山町地先海面
2	桜島海域公園地区（2号）	鹿児島県鹿児島市 桜島横山町沖小島周辺海面
3	佐多岬海域公園地区（1号）	鹿児島県肝属郡南大隅町 佐多馬籠竹崎地先海面
4	佐多岬海域公園地区（2号）	鹿児島県肝属郡南大隅町 佐多馬籠枇榔島地先海面
5	神瀬	鹿児島県鹿児島市 桜島桜島横山町神瀬周辺海面
6	神造島	鹿児島県霧島市 隼人町地先海面
7	若尊鼻	鹿児島県霧島市 国分及び福山町地先海面

地区の概要	面積 (ha)
<p>袴腰大正溶岩原の地先海域、大正溶岩流により形成された、起伏にとんだ海底地形をなしている。ウミトサカ類の大群落、ウミウチワ等の海藻群落が見られる。シコロサンゴやミドリイシ類が優占するほか、多くのサンゴ類が見られる。また、ダイビング、シーカヤックで利用されている。</p>	41.8
<p>桜島の南西海上に浮かぶ沖小島の周辺海域、西岸は海底の傾斜がゆるく底質は主として砂で、転石があり、南岸は急崖で岩礁となっている。多くのサンゴが混在するとともに、ガラモ類、ヤツマタモクが密生している箇所が多く見られる。また、ダイビングで利用されている。</p>	18.9
<p>九州最南端に位置し、直接黒潮の影響を受けて水温が高く、また河川の流入がなく透明度はきわめて良好で、イシサンゴ類やその他の着生動物が豊富な本格的なサンゴ礁景観を呈している。</p>	4.5
<p>イシサンゴ類としては、ミドリイシ、ダイノウサンゴ、ハナヤサイサンゴ、シコロサンゴ等の種類が多く、色彩豊かなムラサキカイメン、ウミアザミ、海トサカ類の着生動物が群生し、コバルトスズメダイ、チョウチョウウオ等の熱帯魚類の群集も見られる。</p>	7.3
<p>錦江湾を代表する海藻の生育地である。水深は浅く、大型の海藻であるホンダワラ類が塊状のテーブルサンゴと混在して生育している。ダイビングで利用されている。</p>	83.0
<p>神造島と一体となった優れた景観を有する海域である。底質は主として砂だが、転石が多く見られる箇所もある。ガラモ場、サンゴ類等が点在しており、ダイビングで利用されている。</p>	103.6
<p>若尊鼻と一体となった優れた景観を有する海域である。岩礁帯では釣り場としての利用も多い。</p>	19.7

番 号	名 称	位 置
8	福山沖	鹿児島県霧島市 福山町地先海面
9	重富干潟	鹿児島県始良市 大字平松地先海面
合		

地区の概要	面積 (ha)
<p>水深約80m～100m付近に円錐の形をした海底丘陵があり、東側に世界的に極めてまれな浅海熱水系でチムニーを伴った熱水噴出孔がある。噴出孔の周辺には、世界で最も浅い場所に生息するハオリムシの一種であるとされるサツマハオリムシの大群集が、海底丘陵の周辺部の灰白色粗粒砂底には、二枚貝類がみられる。また、ダイビングでも利用されている。</p>	170.7
<p>重富海岸と一体となった優れた景観を有する海域。錦江湾最大の干潟であり、ハクセンシオマネキ、ミサゴ等の貴重な生物が生息し、渡りの季節にはクロツラヘラサギ等の多くの野鳥が見られる。また、干潟の地先には海藻が広くみられる。干潟は自然観察会等で利用されている。</p>	38.2
計	487.7

ウ 普通地域

普通地域の区域は次のとおりである。

(表29：普通地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
鹿児島県	【奥錦江湾地区】 始良市 大字脇元の一部	15
	【桜島地区】 鹿児島市 有村町、黒神町、高免町、古里町、桜島赤生原町、桜島小池町及び桜島横山町の各一部	295
	【指宿地区】 指宿市 大字西方の一部	36
	【佐多地区】 肝属郡南大隅町内 国有林大隅森林計画区3132林班の一部 肝属郡南大隅町 根占山本、根占辺田、佐多伊座敷及び佐多馬籠の各一部	429
	【錦江湾地区】 鹿児島市、霧島市、始良市及び垂水市の各地先海面	37,367
合 計 (陸 域)		775

(5) 利用施設計画

ア 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表30：集団施設地区表)

番号	名称	区 域	計 画 目 標
1	指宿	鹿児島県指宿市内 国有林鹿児島森林管理署 85林班の一部 鹿児島県指宿市 大字東方、大字西方及び 大字十二町の各一部	薩摩半島の南端部の海浜に位置し、気候は温暖で温泉にも恵まれている。 周辺には長崎鼻、開聞岳、池田湖等の興味地点があり車のアクセスが容易である。 この優れた自然環境や良好な立地条件を生かし、薩摩半島南部における保健休養のための利用拠点となるよう施設を計画するものとする。

整備計画区	整備方針			面積(ha)	旧計画との関係
指宿整備計画区	<p>北部には、国民の保健休養のための宿舎、多目的園地、家族連れでも手軽に利用でき、オートキャンプも可能な野営場等や中核施設としてのビジターセンターを整備する。</p> <p>中部には、団体や個人を対象とする宿泊施設を整備するとともに、暖地性の植物を中心とした園地等を整備する。</p> <p>南部には、園地等を活かして休憩等のための施設を整備するとともに、温泉利用や休養のための宿泊施設等を整備する。</p>			71.7	<p>一般計画 昭39. 3. 16決定</p> <p>区域 昭40. 10. 23決定 昭62. 8. 28変更</p> <p>詳細計画 昭40. 10. 23決定 昭62. 8. 28変更 平9. 12. 16変更 平17. 7. 12変更</p>
知林ヶ島整備計画区	<p>大潮の干潮時には、トンボロ現象により陸続きとなる島で砂州渡りや散策ができる島である。</p> <p>島の豊かな自然環境の中で自然とのふれあいを促進するため、遊歩道や展望台等を整備する。</p> <p>また、島の大半が竹藪で被われているために、クロマツの植栽や照葉樹等への森づくりを進めるものとする。</p>			52.3	
面積計		国	公	私	
		32.7	77.9	13.4	
		124.0			

イ 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表31：単独施設表)

【桜島・奥錦江湾地区】

番号	種 類	位 置
1	園 地	鹿児島県鹿児島市（磯）
2	博 物 館	鹿児島県鹿児島市（磯）
3	園 地	鹿児島県鹿児島市（黒神）
4	園 地	鹿児島県鹿児島市（有村）
5	園 地	鹿児島県鹿児島市（大正燃）
6	宿 舎	鹿児島県鹿児島市（湯之元）
7	園 地	鹿児島県垂水市（早崎）
8	園 地	鹿児島県鹿児島市（城山）
9	園 地	鹿児島県鹿児島市（袴腰）
10	宿 舎	鹿児島県鹿児島市（袴腰）
11	運 動 場	鹿児島県鹿児島市（袴腰）
12	舟 遊 場	鹿児島県鹿児島市（袴腰）
13	駐 車 場	鹿児島県鹿児島市（袴腰）
15	博物展示施設	鹿児島県鹿児島市（袴腰）
16	園 地	鹿児島県鹿児島市（湯之平）
17	園 地	鹿児島県鹿児島市（鶴崎）

整備方針	旧計画との関係
桜島の展望と島津藩庭園の鑑賞の場として整備する。	昭62. 8. 28 告示
この地方の自然、歴史、文化等を紹介する施設として整備する。	昭62. 8. 28 告示
溶岩原の展望と火山の観察の場として整備する。	昭62. 8. 28 告示
溶岩原の展望と火山の観察の場として整備する。	昭62. 8. 28 告示
溶岩原の展望と火山の観察の場として整備する。	昭62. 8. 28 告示
桜島利用者のための宿舎として整備する。	昭62. 8. 28 告示
展望及び散策の場として整備する。	昭62. 8. 28 告示
展望及び散策の場として整備する。	昭62. 8. 28 告示
桜島の利用拠点及び溶岩観察のための施設として整備する。	昭62. 8. 28 告示
桜島の利用者のための宿舎として整備する。	昭62. 8. 28 告示
桜島の利用者のための運動施設として整備する。	昭62. 8. 28 告示
桜島周辺の海洋利用者のための施設として整備する。	昭62. 8. 28 告示
桜島の利用者のための駐車場として整備する。	昭62. 8. 28 告示
桜島の自然等を紹介する施設として整備する。	昭62. 8. 28 告示
溶岩原の展望と火山の観察の場として整備する。	昭62. 8. 28 告示
溶岩原の展望と火山の観察の場として整備する。	昭62. 8. 28 告示

番号	種 類	位 置
18	野 営 場	鹿児島県鹿児島市（鶴崎）
19	園 地	鹿児島県鹿児島市（鳥島）
20	園 地	鹿児島県鹿児島市（戸柱鼻）
21	園 地	鹿児島県垂水市（江之島）
22	園 地	鹿児島県鹿児島市（寺山）
23	園 地	鹿児島県垂水市（高峠）
24	園 地	鹿児島県霧島市（神造島）
25	野 営 場	鹿児島県霧島市（神造島）
26	園 地	鹿児島県始良市（重富海岸）
27	博物展示施設	鹿児島県始良市（重富海岸）
28	園 地	鹿児島県始良市（布引の滝）
29	園 地	鹿児島県始良市（白銀坂）

整備方針	旧計画との関係
桜島地区利用者のための野営場として整備する。	昭62. 8. 28 告示
溶岩原の展望と火山の観察の場として整備する。	昭62. 8. 28 告示
垂水市方面からの桜島の入口部における情報提供機能も兼ね備えた園地として整備する。	平9. 12. 16 告示
鹿児島湾に浮かぶクロマツ林等が見られる良好な自然環境を生かした海水浴や磯部の自然とのふれあい利用を中心とした園地として整備する。	平9. 12. 16 告示
桜島及び錦江湾の展望のための園地として整備する。	新規
錦江湾等の展望のための園地として整備する。	新規
離島の自然とのふれあいのための園地として整備する。	新規
離島の自然とのふれあいのための野営場として整備する。	新規
桜島及び錦江湾の展望並びに海浜及び干潟の利用のための園地として整備する。	新規
干潟の学習及び利用のための施設を整備する。	新規
滝周辺の自然探勝のための園地として整備する。	新規
展望及び自然探勝のための園地として整備する。	新規

【指宿・佐多地区】

番号	種 類	位 置
1	園 地	鹿児島県指宿市（魚見岳山頂）
2	宿 舎	鹿児島県指宿市（大山崎）
3	舟 遊 場	鹿児島県指宿市（小浜）
4	駐 車 場	鹿児島県指宿市（小浜）
5	宿 舎	鹿児島県指宿市（鰻温泉）
6	駐 車 場	鹿児島県指宿市（鰻）
7	宿 舎	鹿児島県指宿市（開聞温泉）
8	園 地	鹿児島県指宿市（長崎鼻）
9	宿 舎	鹿児島県指宿市（長崎鼻）
10	駐 車 場	鹿児島県指宿市（長崎鼻）
11	園 地	鹿児島県指宿市（物袋海岸）
12	水 泳 場	鹿児島県指宿市（物袋海岸）
13	園 地	鹿児島県揖宿郡開聞町（開聞岳登山口）
14	園 地	鹿児島県指宿市（花瀬崎）
15	園 地	鹿児島県指宿市（開聞山麓）
16	園 地	鹿児島県指宿市（開聞岳山頂）
17	園 地	鹿児島県指宿市（開聞崎）
18	園 地	鹿児島県肝属郡南大隅町（辻岳山頂）

整備方針	旧計画との関係
魚見岳山頂の自然探勝、展望・休憩園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示
温泉利用のための宿舎として整備する。	昭62. 8. 28 告示
池田湖遊覧探勝のための施設として整備する。	昭62. 8. 28 告示
池田湖遊覧利用者のための施設として整備する。	昭62. 8. 28 告示
温泉利用のための宿舎として整備する。	昭62. 8. 28 告示
鰻池自然探勝路、温泉利用者のための施設として整備する。	昭62. 8. 28 告示
温泉利用のための宿舎として整備する。	昭62. 8. 28 告示
長崎鼻自然探勝・海辺利用のための展望・休憩園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示
長崎鼻自然探勝・海辺利用のための宿舎として整備する。	昭62. 8. 28 告示
海岸自然探勝・海水浴利用者のための駐車場として整備する。	昭62. 8. 28 告示
海岸自然探勝・海水浴利用者のための展望・休憩園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示
海水浴利用者のための施設として整備する。	昭62. 8. 28 告示
開聞岳登山利用のための休憩・入口園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示
花瀬海岸（縄状玄武岩）自然探勝のための休憩園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示
開聞岳中腹の自然探勝のための展望・休憩園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示
登山利用のための展望・休憩園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示
開聞岳周辺自然探勝利用者のための展望・休憩園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示
登山利用のための展望・休憩園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示

番号	種 類	位 置
19	園 地	鹿児島県肝属郡南大隅町（島泊）
20	園 地	鹿児島県肝属郡南大隅町（大泊）
21	宿 舎	鹿児島県肝属郡南大隅町（大泊）
22	野 営 場	鹿児島県肝属郡南大隅町（大泊）
23	園 地	鹿児島県肝属郡南大隅町（田尻）
24	宿 舎	鹿児島県肝属郡南大隅町（田尻）
25	園 地	鹿児島県肝属郡南大隅町（枇榔島）
26	園 地	鹿児島県肝属郡南大隅町（佐多岬）
27	園 地	鹿児島県指宿市（福元）
28	野 営 場	鹿児島県指宿市（十町）
29	運 動 場	鹿児島県指宿市（十町）
30	野 営 場	鹿児島県肝属郡南大隅町（田尻）
31	園 地	鹿児島県指宿市（池田湖東部）

整備方針	旧計画との関係
根占佐多線車道の展望・休憩のための園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示
根占佐多線車道の展望・休憩のための園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示
佐多岬自然探勝のための宿舎として整備する。	昭62. 8. 28 告示
佐多岬自然探勝及び海浜利用者のための野営場として整備する。	昭62. 8. 28 告示
佐多岬自然探勝のための展望・休憩園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示
佐多岬自然探勝及び海中公園自然探勝のための宿舎として整備する。	昭62. 8. 28 告示
佐多岬海中公園探勝のための展望・休憩施設として整備する。	昭62. 8. 28 告示
佐多岬自然探勝のための展望・休憩園地として整備する。	昭62. 8. 28 告示
なだらかな海岸部に特異な形で突出する竹山の山麓部における休憩などのための園地として整備する。	平9. 12. 16 告示
開聞岳北麓のクロマツ林に囲まれた良好な自然環境を生かし、オートキャンプが可能な野営場を整備する。	平9. 12. 16 告示
開聞岳北麓のクロマツ林に囲まれた良好な自然環境を生かした運動場として整備する。	平9. 12. 16 告示
佐多岬自然探勝のための野営場として整備する。	平17. 7. 12 告示
開聞岳、池田湖等の展望のための園地として整備する。	新規

ウ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表32：道路（車道）表)

【桜島・吉野地区】

番号	路線名	区 間
1	桜島港黒神線	起点—鹿児島県鹿児島市 (黒神・車道分岐点) 終点—鹿児島県鹿児島市 (高免・国立公園境界)
2	桜島溶岩展望線	起点—鹿児島県鹿児島市 (赤水・車道分岐点) 終点—鹿児島県鹿児島市 (赤水・国立公園境界) 終点—鹿児島県鹿児島市 (湯之平)
3	桜島港早崎線	起点—鹿児島県鹿児島市 (横山・車道分岐点) 終点—鹿児島県鹿児島市 (赤水・国立公園境界) 起点—鹿児島県鹿児島市 (赤水・国立公園境界) 終点—鹿児島県鹿児島市 (古里・国立公園境界) 起点—鹿児島県鹿児島市 (古里・国立公園境界) 終点—鹿児島県垂水市 (海潟・国立公園境界) 終点—鹿児島県垂水市 (海潟・国立公園境界) 終点—鹿児島県垂水市 (牛根麓・国立公園境界)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
黒神昭和溶岩	桜島の東海岸部の利用のための道路として整備する。	昭62. 8. 28 告示
袴腰	桜島の西側に広がる広大な溶岩原や南岳の展望と観察のための道路として整備する。	昭62. 8. 28 告示
袴腰溶岩 古里温泉 有村溶岩	桜島の西と東に広がる2つの溶岩原や古里温泉などの興味地点を結ぶとともに、佐多地域方面へ到達する道路として整備する。	昭62. 8. 28 告示 平17. 7. 12 告示

【指宿・佐多地区】

番号	路線名	区 間
1	指宿循環線	起点—鹿児島県指宿市（下吹越・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（二反田川・国立公園境界） 起点—鹿児島県指宿市（福元・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（浜児ヶ水・国立公園境界） 起点—鹿児島県指宿市（岡児ヶ水・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（古川尻・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（長崎鼻） 起点—鹿児島県指宿市（山神・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（脇塩屋・国立公園境界）
2	魚見岳線	起点—鹿児島県指宿市（下吹越・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（魚見岳山頂）
3	池田湖鏡池線	起点—鹿児島県指宿市（中浜・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（鏡池・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（玉ノ井・国立公園境界）
4	鰻池線	起点—鹿児島県指宿市（溝口・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（鰻温泉）
5	根占・佐多線	起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（山本・国立公園境界） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（伊座敷・国立公園境界） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（伊座敷東・国立公園境界） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（島泊・国立公園境界） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（外之浦隧道・国立公園境界）
6	佐多岬線	起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（大泊・車道分岐点） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（佐多岬）

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
指宿集団施設地区 竹山北 長崎鼻口 開聞温泉 開聞崎 田崎	南指宿地区を循環する基幹車道として整備する。	昭62. 8. 28 告示
	魚見岳への到達車道として整備する。	昭62. 8. 28 告示
	池田湖から鏡池への基幹車道及び到達道路として整備する。	昭62. 8. 28 告示
	鰻温泉への到達道路として整備する。	昭62. 8. 28 告示
小浜 登尾 浮津 尾波瀬 大泊	佐多地区を南北に縦断する基幹車道として、展望に配慮して整備する。	昭62. 8. 28 告示 平17. 7. 12 告示
田尻	佐多岬自然探勝のための車道として整備する。	新規

(イ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表34：道路（歩道）表)

【桜島・奥錦江湾地区】

番号	路線名	区間
1	袴腰鳥島溶岩探勝線	起点—鹿児島県鹿児島市（横山） 終点—鹿児島県鹿児島市（横山）
2	白銀坂線	起点—鹿児島県始良市（尾崎・国立公園境界） 終点—鹿児島県始良市（前ヶ原・国立公園境界）

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
鳥島園地	桜島の西側に広がる溶岩原の自然探勝路として整備する。	昭68.8.28 告示
	歴史の道百選に選定されている白銀坂に相応しい探勝歩道として整備する。	新規

【指宿・佐多地区】

番号	路線名	区 間
3	根占辻岳線	起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（船石） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（船石・歩道合流点） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（宮之元・歩道分岐点） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（宮之元）
21	九州自然歩道	起点—鹿児島県指宿市（花瀬・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（山仲・国立公園境界） 起点—鹿児島県指宿市（脇塩屋・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（川尻・国立公園境界） 起点—鹿児島県指宿市（開聞登山口・歩道分岐点） 終点—鹿児島県指宿市（開聞岳山頂） 起点—鹿児島県指宿市（古川尻・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（長崎鼻） 終点—鹿児島県指宿市（岡兒ヶ水・国立公園境界） 起点—鹿児島県指宿市（浜兒ヶ水・国立公園境界） 終点—鹿児島県指宿市（福元・国立公園境界） 起点—鹿児島県垂水市（高峠・国立公園境界） 終点—鹿児島県垂水市（高峠・歩道合流点） 起点—鹿児島県霧島市（福山町福山・国立公園境界） 終点—鹿児島県霧島市（国分敷根・国立公園境界） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（大浜・国立公園境界） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（大久保・国立公園境界） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（上之河原・国立公園境界） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（垂水・国立公園境界） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（立神・歩道分岐点） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（下園・歩道合流点） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（炭屋・歩道分岐点） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（野尻野・歩道合流点） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（伊座敷・国立公園境界） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（島泊・国立公園境界） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（島泊・国立公園境界） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（外之浦・国立公園境界） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（大泊・歩道分岐点） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（御崎） 起点—鹿児島県肝属郡南大隅町（宮之元・国立公園境界） 終点—鹿児島県肝属郡南大隅町（船石・国立公園境界）

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	九州自然歩道への到達歩道として整備する。	昭62. 8. 28 告示
伏目 長崎鼻 開聞岳 開聞温泉 開聞崎 花瀬崎 若尊鼻 高峠 伊座敷 尾波瀬 大迫 辻岳 野首岳 大中尾高原 佐多岬 根占佐多断層崖	九州自然歩道として整備する。	昭62. 8. 28 告示 (九州自然歩道、 開聞岳登山線、御 崎線) 平4. 8. 26 告示 (昭62. 8. 28告示 路線の統合)

エ 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表35：運輸施設表)

【指宿・佐多地区】

番号	路線名	種類	位置又は区間
2	田尻港	係留施設	鹿児島肝属郡南大隅町（田尻）
3	枇榔島	係留施設	鹿児島肝属郡南大隅町（枇榔島）

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	佐多岬海中公園利用のための施設として整備する。	昭62. 8. 28 告示
	佐多岬海中公園利用のための施設として整備する。	昭62. 8. 28 告示

